

(別紙)

1. 「飼料等検査実施要領の制定について」(昭和52年5月10日付け52畜B第793号農林水産省畜産局長通知)一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>(別紙)</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 試験</p> <p>検査所で行う試験は、次に掲げる方法により遅滞なく速やかに行うものとする。なお、次のいずれにも試験方法が規定されていないものについては、精度及び正確さがこれらと同等であると認められる方法により行うものとする。</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 「飼料分析基準」(平成20年4月1日付け19消安第14729号農林水産省消費・安全局長通知)に規定する分析方法及び鑑定方法</p>	<p>(別紙)</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 試験</p> <p>検査所で行う試験は、次に掲げる方法により遅滞なく速やかに行うものとする。なお、次のいずれにも試験方法が規定されていないものについては、精度及び正確さがこれらと同等であると認められる方法により行うものとする。</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 「飼料分析基準」(平成7年11月15日付け7畜B第1660号農林水産省畜産局長通達)に規定する分析方法及び鑑定方法</p>

2. 「飼料の安全性評価基準の制定について」(昭和63年4月12日付け63畜B第617号農林水産省畜産局長通知)一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>別添</p> <p>1 [略]</p> <p>2 含有成分の分析試験</p> <p>以下については「飼料分析基準」(平成20年4月1日付け19消安第14729号農林水産省消費・安全局長通知)に記載の方法で行うものとする。</p> <p>[以下省略]</p>	<p>別添</p> <p>1 [略]</p> <p>2 含有成分の分析試験</p> <p>以下については「飼料分析基準の制定について」(平成7年11月15日付け7畜B第1660号、農林水産省畜産局長通達)に記載の方法で行うものとする。</p> <p>[以下省略]</p>

3. 「飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>[略]</p> <p>なお、本基準に係る分析法は、「飼料分析基準」(平成20年4月1日付け19消安第14729号農林水産省消費・安全局長通知)によるものとするを申し添えます。</p> <p>[別紙省略]</p>	<p>[略]</p> <p>なお、本基準に係る分析法は、「飼料分析基準」(平成7年11月15日付け7畜B第1660号、農林水産省畜産局長通達)によるものとするを申し添えます。</p> <p>[別紙省略]</p>

4. 「養殖水産動物用飼料の安全性評価基準の制定について」(平成3年2月13日付け2畜B第2103号農林水産省畜産局長・水産庁長官通知)一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>別添</p> <p>1 [略]</p> <p>2 含有成分の分析試験</p> <p>以下については「飼料分析基準」(平成20年4月1日付け19消安第14729号農林水産省消費・安全局長通知)に記載の方法で行うものとする。</p> <p>[以下省略]</p>	<p>別添</p> <p>1 [略]</p> <p>2 含有成分の分析試験</p> <p>以下については「飼料分析基準の制定について」(昭和62年2月24日付け61畜B第3815号、農林水産省畜産局長通達)に記載の方法で行うものとする。</p> <p>[以下省略]</p>

5. 「飼料製造に係るサルモネラ対策のガイドラインについて」(平成10年6月30日付け10-12農林水産省畜産局流通飼料課長通知)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>[別添] 第1 [略] 第2 [略] 第3 配合飼料工場の製造管理対策 1 原料に関わる対策 (1)～(4) [略] (5)原料の検査 ア [略] イ 検査方法 検査方法は、「飼料分析基準」(平成20年4月1日付け19消安第14729号農林水産省消費・安全局長通知)によることを原則とするが、市販の簡易検査キット等によることもできる。</p> <p>[以下省略]</p>	<p>[別添] 第1 [略] 第2 [略] 第3 配合飼料工場の製造管理対策 1 原料に関わる対策 (1)～(4) [略] (5)原料の検査 ア [略] イ 検査方法 検査方法は、「飼料分析基準」(平成7年11月15日付け7畜B第1660号農林水産省畜産局長通達)によることを原則とするが、市販の簡易検査キット等によることもできる。</p> <p>[以下省略]</p>

6. 「ゼアラレノンの検出について」(平成14年3月25日付け、13生畜第7269号農林水産省生産局畜産部飼料課長通知)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>[省略] なお、ゼアラレノンの分析については「飼料分析基準」(平成20年4月1日付け19消安第14729号農林水産省消費・安全局長通知)により行うこととします。</p> <p>[以下省略]</p>	<p>[省略] なお、ゼアラレノンの分析については飼料分析基準(平成7年11月15日7畜B第1660号農林水産省畜産局長通知)により行うこととします。</p> <p>[以下省略]</p>

7. 「飼料中のデオキシニバレノールについて」(平成14年7月5日付け14生畜第2267号農林水産省生産局畜産部飼料課長通知)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>[省略] なお、デオキシニバレノールの分析については「<u>飼料分析基準</u>」(平成20年4月1日付け19消安第14729号農林水産省消費・安全局長通知)により行うこととします。 [以下省略]</p>	<p>[省略] なお、デオキシニバレノールの分析については<u>飼料分析基準</u>(平成7年11月15日付け7畜B第1660号農林水産省畜産局長通知)により行うこととします。 [以下省略]</p>

8. 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正する省令の施行について」(平成18年5月26日付け18消安第2321号農林水産省消費・安全局長通知)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1 [略] 第2 [略] 第3 [略] 第4 その他の留意事項について 1 分析について 飼料中の残留農薬の基準値を確認する分析方法は、「<u>飼料分析基準</u>」(平成20年4月1日付け19消安第14729号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき実施することとする。 [以下省略]</p>	<p>第1 [略] 第2 [略] 第3 [略] 第4 その他の留意事項について 1 分析について 飼料中の残留農薬の基準値を確認する分析方法は、<u>飼料分析基準</u>(平成7年11月15日付け7畜B第1660号農林水産省畜産局長通知)に基づき実施することとする。 [以下省略]</p>

施行注意 別紙中の[年月日]及び[番号]は、施行年月日、施行番号とする。